フォークリフトによる労働災害を防止しましょう（転倒災害等の防止編）

　埼玉県内では、令和２年までの２０年間に、フォークリフトを起因物とする死亡災害が２９件発生しています。
　また、令和３年には、フォークリフトが横転し、運転していた労働者が死亡する災害が発生しています。
　同種の労働災害が発生することを防止するため、災害事例等をご覧いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。
　なお、災害事例は、実際の発生状況と一部異なる部分があります。

事例その１

　公道を走行中、対向車とすれ違うため、フォークリフトを路肩に寄せたところ、フォークリフトが転落し、運転していた被災者が下敷きとなった。

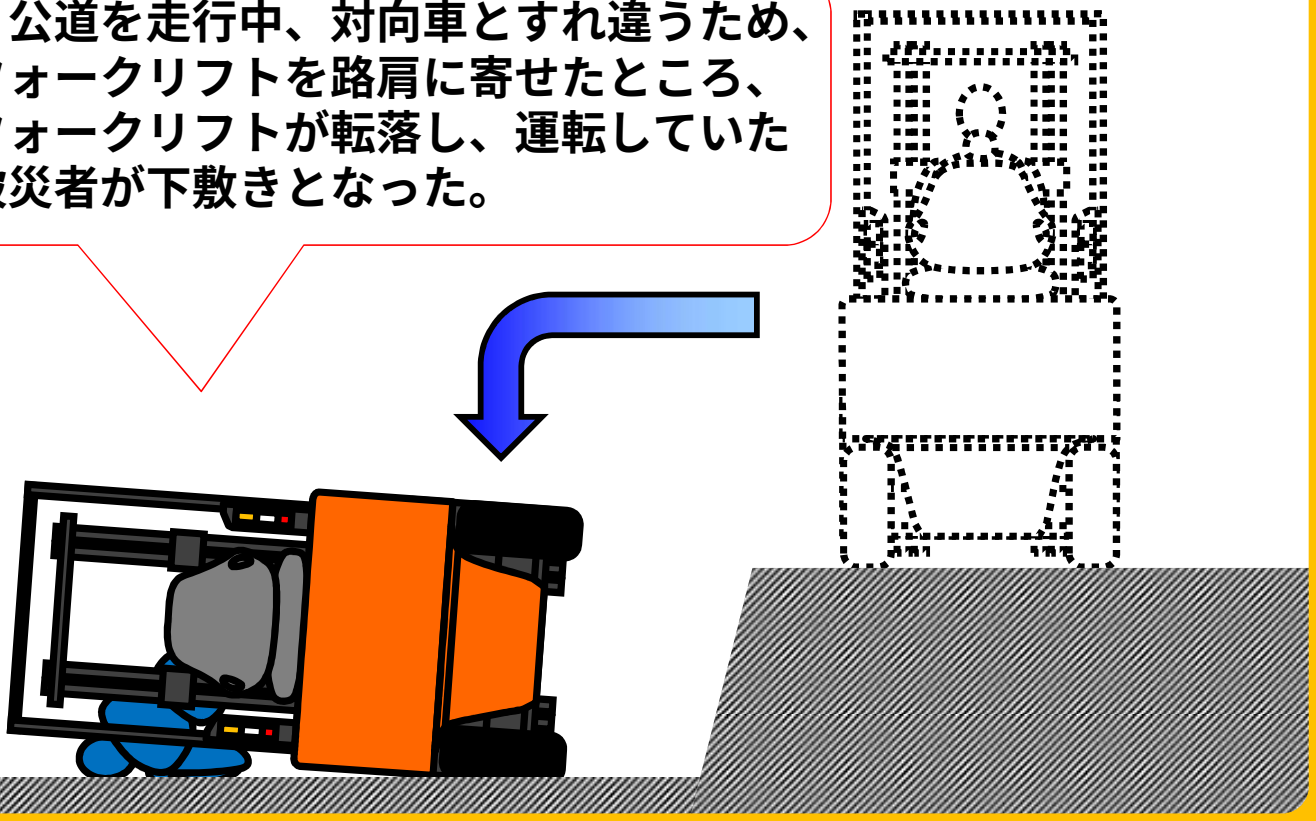

川越労働基準監督署
川越市豊田本１－１９－８　川越合同庁舎２階
ＴＥＬ　０４９－２４２－０８９２（安全衛生課）

事例その２

フォークリフトを使用して、凹凸の大きい場所でフレキシブルコンテナに入った荷を運搬していた被災者が、転倒したフォークリフトの下敷きになった。

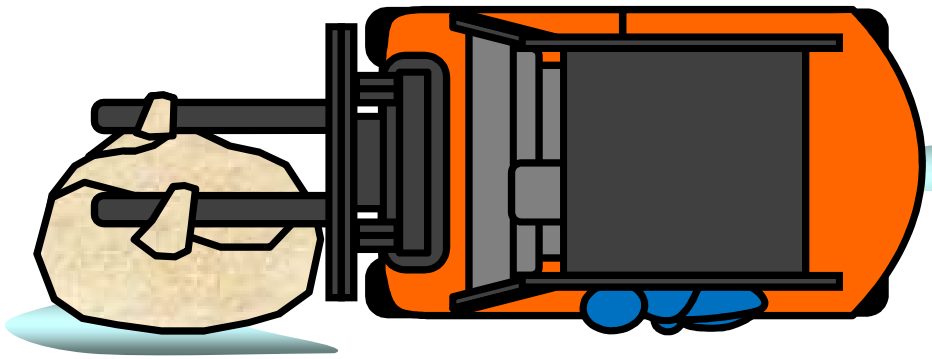

事例その３

構内を歩行していた被災者が、荷を高く積み、
走行していたフォークリフトにはねられた。

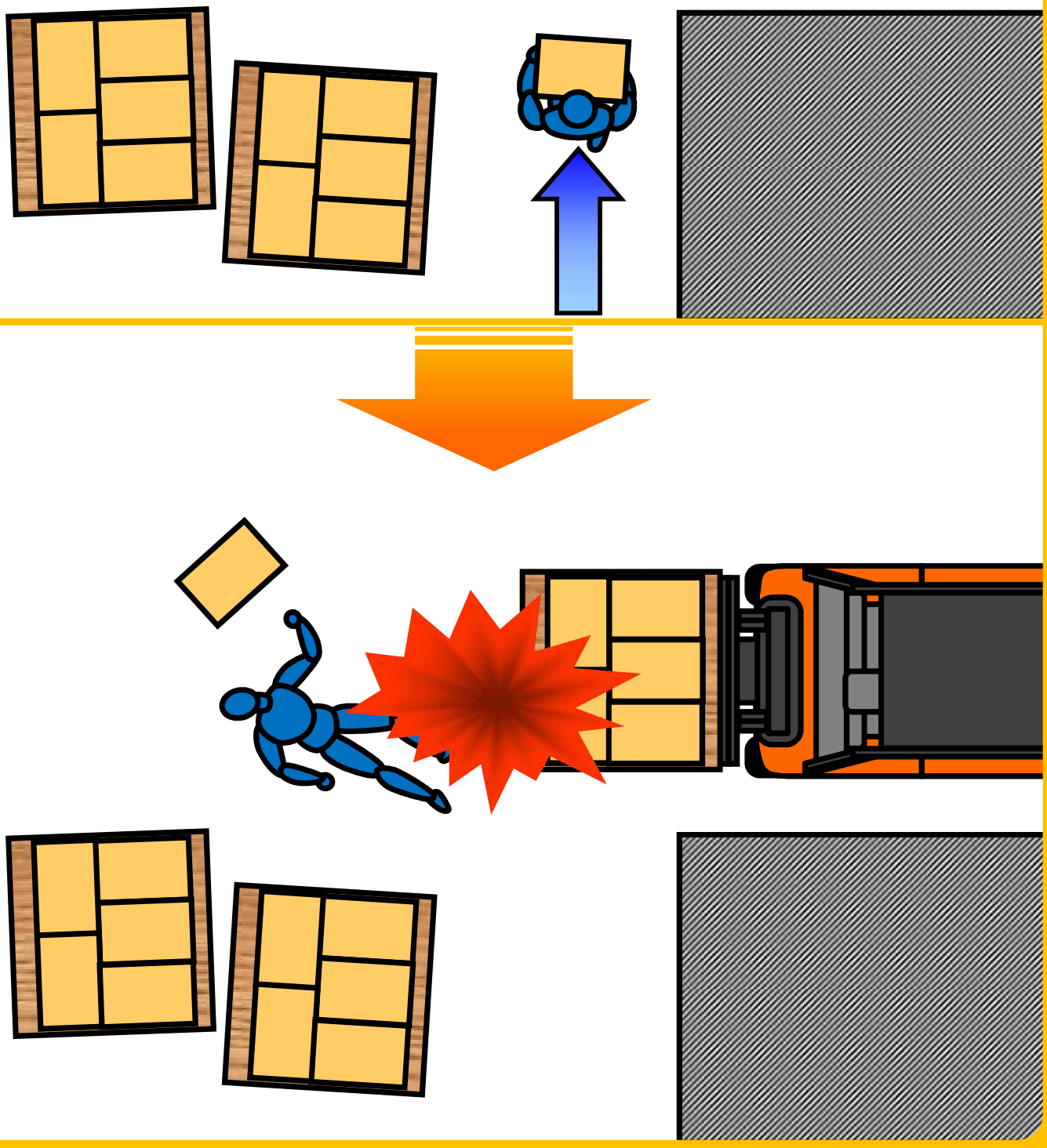

特に関係のある労働安全衛生規則の規定等

（作業計画）

第１５１条の３　事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第１５１条の７までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

２　前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

３　事業者は、第１項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

【解釈例規】

１　本条は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときの作業の安全を図るため、事前に作業の方法等について検討させ、作業計画を定めさせることとしたものであること。

２　第１項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、構内の走行も含むこと。

３　第１項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること。

４　第２項の「作業方法」には、作業に要する時間が含まれること。

５　第３項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが、内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配付、掲示等によること。　（昭５３．２．１０基発第７８号）

（作業指揮者）

第１５１条の４　事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第１項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

【解釈例規】

本条の作業指揮者は、単独作業を行う場合には、特に選任を要しないものであること。また、はい作業主任者等が選任されている場合でこれらの者が作業指揮を併せて行えるときは、本条の作業指揮者を兼ねても差し支えないものであること。なお、事業者を異にする荷の受渡しが行われるとき又は事業者を異にする作業が輻輳するときの作業指揮は、各事業者ごとに作業指揮者が指名されることになるが、この場合は、各作業指揮者間において作業の調整を行わせること。　（昭５３．２．１０基発第７８号）

（転落等の防止）

第１５１条の６　事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。

３　前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

【解釈例規】

第１項の「制限速度」は、事業者の判断で適正と認められるものを定めるものであるが、定められた制限速度については、事業者及び労働者とも拘束されるものであること。

なお、「制限速度」は必要に応じて車種別、場所別に定めること。　昭５３．２．１０基発第７８号）